

丹波市生涯学習施設整備方針

【適正配置計画】

平成25年2月

丹 波 市

～はじめに～



平成 16 年 11 月の合併から早や 8 年が経過いたしました。旧町から引き継いできた生涯学習施設は、スポーツ活動、文化活動をはじめ地域や団体の会議など広く市民の皆様の利用に供されております。

これらの施設は、いずれも旧町時代に必要な施設として整備されたものでございますが、現在では、市内に類似施設が混在し、中には稼働率が低く十分活用されていない施設もあります。さらに、広域規模の集会やスポーツ大会の開催に制約があるなど、利用に見合った施設配置であるとは言い難い現状であります。

また、少子高齢化社会を迎え、あらゆる社会構造の変化に対応するためには、施設の維持管理経費についても見直していかなければならず、今後は施設の「選択」と「集中」の意思決定を行う必要に迫られております。

こうした状況の中、平成 23 年度にそれぞれ施設の調査分析や市民アンケート調査を行い、平成 24 年度には、丹波市生涯学習施設検討委員会を立ち上げ、15 名の委員の皆様にご意見をいただき、「丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】」を策定すべく諮問をし、平成 25 年 2 月 2 日に答申をいただきました。

本方針では、現有施設の有効活用を図ることを基本とし、施設群別におおむね 25 年後を見据えた将来像を描き、全市民が受益者であるとの視点から、市民ニーズに対応でき、持続可能で適正な施設整備の姿を明らかにしております。

本方針の実現には、市民の皆様と行政が一体となり取り組んでいくことが必要であります。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本方針の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「丹波市生涯学習施設検討委員会」の皆様をはじめ、パブリックコメントで数多くの貴重なご意見をお寄せいただきました皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 25 年 2 月

丹波市長

辻 重五郎

— 目 次 —

1	策定の必要性和目的	1
2	策定の基本方針と整備方針	2
3	対象とする施設群と施設数	3
4	適正施設数の設定	
(1)	目標稼働率の設定	4
(2)	目標稼働率を設定する施設群	4
(3)	稼働率により算出した適正施設数	5
(4)	目標稼働率を設定することが適当でない施設群	5
5	施設群別の整備方針と実施方法	
(1)	住民センター	6
(2)	体育館	7
(3)	野球場、多目的グラウンド	8
(4)	テニスコート	10
(5)	水泳プール	11
(6)	文化ホール	12
(7)	資料館	14
(8)	その他生涯学習施設	15
(9)	その他スポーツ施設	16
6	丹波市の生涯学習施設の将来像(あるべき姿)	17
7	推進における留意事項	18
8	市域・広域施設整備の考え方	18
9	生涯学習施設の有効活用	19
10	今後の生涯学習推進	19
	用語の説明	21

1 策定の必要性と目的

本市における生涯学習施設は、平成 16 年（2004 年）11 月の旧氷上郡 6 町合併によって、住民センター（旧称公民館）、スポーツ施設、文化ホール、資料館など、旧町で整備された多くの施設を保有することとなり、市民の自主的な学習活動の場として年間を通じて広く市民の利用に供されています。

それぞれの施設は、時代の要請や住民の要望により旧町で必要な施設として整備されていますが、合併後は市内に多種多様な施設や類似の施設が存在することになり、多くの施設があることは市民の利便性の面からは望ましい状況であると言えますが、その反面施設を維持管理していくために多額の経費を市民が負担している状況にあると共に、稼働率が低く十分活用されていない施設も存在しています。

また、旧町時代に整備された施設では、基本的に旧町の規模を想定した施設（地域施設^{*1}）が建設されているため、市域・広域規模の集会やスポーツ大会の開催に制約があるなど、広域化した市民の学習活動の要求に応える機能が備わった施設（市域・広域施設^{*2}）が不足しています。

少子高齢社会が到来し、社会構造の変化に対応しながら市民の満足度を高める幅広い行政施策を展開するには、収入（市民負担）に応じた支出（予算配分）の見直しが必要であり、市財政の中で施設の維持管理経費が多くの割合を占めるようになると新たな行政需要に予算を配分できない状況ともなり、市民生活の安定を考えると予算配分はマクロ的な視点で見直す必要があります。

これらのことから、市民が日常的に利用する生涯学習施設においても、市民全員が受益者である視点から新しい時代に合った施設の姿を描くため、単に今ある施設の要否を決めるのみでなく多方向から検討を加え、持続可能で市民の生涯学習の要求に対応できる適正な施設整備の姿を明らかにし、丹波市がめざす知識循環型生涯学習に応える環境整備と、将来にわたり安定した行政運営を目指すものとします。

要旨

- 生涯学習施設は、市民の自主的な学習活動の場として広く市民の利用に供されているが、中には十分活用されていない施設もあります。
- 施設を使用する市民と使用しない市民を含め、市民全員が受益者である視点から、持続可能で適正な施設配置の姿を明らかにします。
- 知識循環型生涯学習の実現と、将来に渡り安定した行政運営をめざします。

「＊」記号の付いた用語の説明が、21 ページにあります。

2 策定の基本方針と整備方針

(1) 基本方針

丹波市自治基本条例（平成 23 年丹波市条例第 52 号）に掲げられた「生涯学習」を推進するため、丹波市における生涯学習施設の整備については、丹波市後期基本計画、丹波市教育振興基本計画、丹波市スポーツ振興基本計画、第 2 次丹波市行政改革実施計画等の各種基本計画に基づくとともに、現有施設の有効活用を図ることを基本としながら、次の各項目に考慮した整備を行うものとしします。

- 社会教育、スポーツ振興、芸術・文化施策推進に必要な施設目標を設定し、それへの達成方法を示す内容としします。計画策定にあたっては、2060 年（平成 72 年）までを想定範囲とし、整備方針の示す計画としては、おおむね 25 年後（平成 49 年）を想定した施設の配置を示す方針としします。
- 生涯学習の推進を効率的・効果的に発揮できる視点により検討します。
- 施設稼働率に影響のある将来の人口減少予測と、スポーツ振興基本計画に定めるスポーツ実施率向上への取組みは、直接的な施設利用との数値関係が予測しにくいため、利用状況（平成 22 年度「丹波市生涯学習施設の分析報告書」によるデータ）を基にして検討を加えるものとしします。
- 将来の社会情勢や施設需用動向に対応するため、本計画は定期的に見直していくものとしします。

(2) 整備方針

- ① 適正施設数の設定を行い、現在の施設数が目標の姿（適正施設数）より多い場合は、超過分を廃止^{*3}して、適正数に調整します。
 - ア 地域内に分散している施設は、敷地の制限がない限り集約して、複合施設又は同一敷地内に整備することで維持管理の効率化を図ります。
 - イ 廃止対象施設の選定は、同一地域内をまず最優先し、建設年次、維持管理経費、設備内容、位置等を総合的に勘案して、将来も存続させる施設と廃止対象施設に分類します。
- ② 廃止対象となった施設は、構造躯体^{*4}や主要設備の保全に係る修繕^{*5}を今後は行わず、通常の維持管理の範囲内で使用していきます。
- ③ 廃止対象施設を廃止する時期は、施設が老朽化等により使用不能となったとき、又は他用途への転用が確定したときとすることで、資産の有効活用を図ります。

④ 存続する施設は、保全に係る修繕、改修を行いながら使用し、老朽化等により使用不能となったときに更新（建替え）を行います。

⑤ 毎年の維持管理に多額の経費を要し、存続させることが市の財政負担を圧迫する場合や、代替となる施設が近隣にあり使用上の影響が少ないと判断する施設は、施設が使用できる場合でも使用を継続することなく早期に廃止します。

3 対象とする施設群と施設数

本計画については、市及び市教育委員会が所管する施設の内、下表に示す生涯学習推進に係る施設群に属する 47 施設について、それぞれの施設群ごとの整備方針を策定いたします。

ただし、学校教育に係る施設については、既に市教育委員会において基本方針が定められているため、本計画に含まないものとします。

施設群	施設数	設置地域・設置数	施設管理担当
住民センター	6 施設	柏原 1、氷上 1、青垣 1	まちづくり部
		春日 1、山南 1、市島 1	各支所
体育館	8 施設	柏原 1、氷上 2、青垣 1	まちづくり部
		春日 1、山南 2、市島 1	各支所
野球場（注 1）	3 施設	氷上 1、春日 1、市島 1	まちづくり部 該当支所
多目的グラウンド	5 施設	氷上 1、青垣 1、春日 1	まちづくり部
		山南 1、市島 1	該当支所
テニスコート	6 施設 (21面)	氷上 1 (4面)、青垣 1 (4面)	まちづくり部
		春日 1 (4面)、山南 1 (2面)	該当支所
		市島 2 (7面)	
水泳プール	3 施設	青垣 1、春日 1、山南 1	まちづくり部
			該当支所
文化ホール	3 施設	春日 1、山南 1、市島 1	まちづくり部
			生涯学習センター
資料館	5 施設	柏原 1、氷上 1、青垣 1	教育委員会教育部
		春日 1、市島 1	文化財課
その他生涯学習施設（注 2）	5 施設	氷上 1、青垣 3、市島 1	まちづくり部
			該当支所

その他スポーツ施設（注3）	3施設	山南2、市島1	まちづくり部 該当支所
計	47施設	柏原3、氷上8、青垣9 春日8、山南9、市島10	

（注1） スポーツピアいちじま多目的グラウンドは、設備や使用状況から判断し、野球場に施設区分しています。

（注2） その他生涯学習施設（氷上勤労青少年ホーム、さわさぎ館、青垣いきものふれあいの里、丹波布伝承館、市島生きがい創造いこいの家）

（注3） その他スポーツ施設（山南武道場、谷川パターゴルフ場、友政グラウンドゴルフ場）

4 適正施設数の設定

（1） 目標稼働率の設定

ア 施設群ごとに適正配置の「ものさし」となる目標稼働率を設定し、現在の使用状況を基にして目標稼働率達成に必要な施設数を目標の姿（適正数）とします。

※稼働率＝年間延べ実利用時間／年間延べ利用可能時間

（1日を午前、午後、夕方、夜間の4区分に分類します）

イ 平日と休日（土日祝日）、利用時間帯（区分）で利用状況の差があるため、平成22年度実績での稼働率が最も高い時間区分で目標設定を行うことで、市の施設がどこも利用できなくなる状況を避けます。

ウ 目標稼働率は100%に設定することで、最大施設利用時には余剰施設がないようにします。

エ 目標稼働率を設定することが適当でない施設群は、別の目標設定の考え方により施設数を決定いたします。

（2） 目標稼働率を設定する施設群

ア 体育館（8施設）

※施設の利用区分（半面使用等）単位で稼働率を算定

イ 野球場（3施設）

ウ 多目的グラウンド（5施設）

エ テニスコート（6施設・21面）

※面数単位で稼働率を算定

(3) 稼働率により算出した適正施設数

施設群	現施設数	全体稼働率	最も利用の多い時間帯の稼働率	最大利用時間帯稼働率から必要な施設数
体育館	8 施設	32.8%	土日の午前 64.4%	5.2 施設 ≒ 5 施設
野球場	3 施設	35.0%	土日の午後 68.0%	2.0 施設 ≒ 2 施設
多目的グラウンド	5 施設	27.0%	土日の午後 70.6%	3.5 施設 ≒ 3 施設
テニスコート	21 面	10.6%	土日の午後 54.1%	11.4 面 ≒ 11 面

(4) 目標稼働率を設定することが適当でない施設群

ア 住民センター（6 施設）

理由⇒支所と併せて一体的に地域づくりの拠点とするため

イ 水泳プール（3 施設）

理由⇒個人単位で利用する施設のため

ウ 文化ホール（3 施設）

理由⇒多様な用途で使われており、稼働率設定のみで判断するのは適当でないため

エ 資料館（5 施設）

理由⇒個人単位で利用する施設のため

オ その他生涯学習施設（5 施設）

理由⇒設置目的がそれぞれ異なるため、個別に判断するのが望ましい

カ その他スポーツ施設（3 施設）

理由⇒設置目的がそれぞれ異なるため、個別に判断するのが望ましい

5 施設群別の整備方針と実施方法

(1) 住民センター

<方針>

市民の日常的な生涯学習の場や、地域づくり活動の場を確保するため、これまでどおり市内各地域に1施設を存続させます。

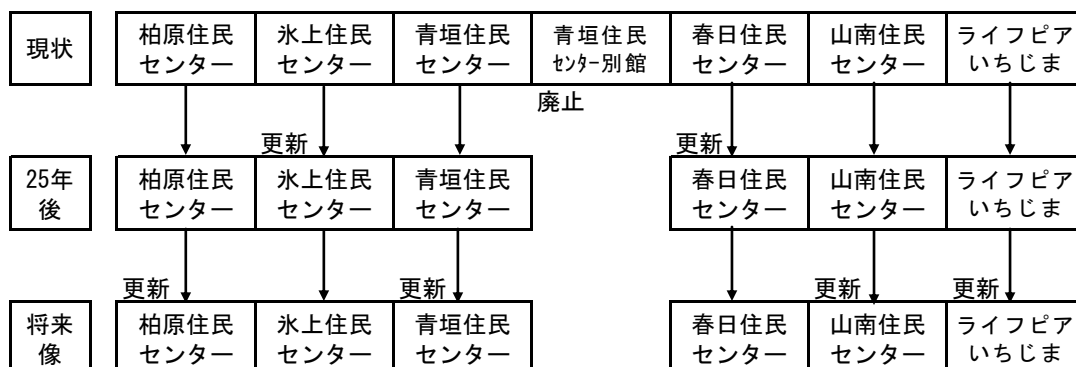
<実施方法>

- 現施設をそのまま使用し、老朽化により使用不能となった時点で順次更新（建替え）していきます。
- 現施設の更新（建替え）時は、利用状況に応じた施設規模に更新します。調理室等の特殊な用途の設備については、市全体の利用状況から必要な施設のみ設置することとします。
- 青垣住民センター別館は、隣接の青垣住民センターを使用できると、耐震補強が未対応のため、早期に廃止に向けた協議を行い取り壊す施設とします。

住民センター更新計画

施設名	耐用年度 *6	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
柏原住民センター	2051年									更新（建替）	
氷上住民センター	2028年				更新（建替）						
青垣住民センター	2055年										更新（建替）
青垣住民センター別館	2029年	早期廃止									
春日住民センター	2025年			更新（建替）							
山南住民センター	2046年								更新（建替）		
ライフピアいちじま	2045年								更新（建替）		

住民センター統廃合図



(2) 体育館

<方針>

現在 8 施設ある体育館は、段階的に将来 4 施設に整理統合します。

- 現在の 8 施設の内、3 施設については今後の保全の対象としない廃止対象施設とし、施設の構造躯体や主要設備が使用不能となったときに順次廃止していきます。
- 残る 5 施設については、構造躯体や主要設備の保全を行いながら使用していくものとしますが、老朽化等による更新（建替え）の必要が生じたときに、市の中心地域（注 4）に市域・広域施設となる総合体育館を 1 施設、周辺地域にこれを補完する体育館として 3 施設を、それぞれ配置することで 4 施設に整理統合します。

（注 4）「市の中心地域」とは、p17 に示している都市計画マスタープランに基づく、広域拠点（柏原・氷上）副拠点（春日）地域をいいます。

- なお、最終的な 4 施設については、現状で廃止対象としない 5 施設分の機能を備えた規模を確保するものとします。（例：4 施設で 5 施設分のバレーボールコート面数を確保）

<実施方法>

- 廃止対象の 3 施設及びその理由は、次のとおりです。

氷上住民センター体育館（注 5）	・同一地域に大師の杜ホールがあるため。 ・階下に住民センターがあり、体育館使用時は会議に支障が出ているなど構造的な不具合があるため。
春日体育センター	・間もなく耐用年数（2013 年）が到来するため。
山南 B & G 海洋センター（体育館）	・同一地域に山南農業者等体育施設（アリーナ）があり、山南 B & G 海洋センター（体育館）は、他の施設から離れた場所に位置するため。

（注 5）氷上住民センター体育館には、階下に住民センターがあるため、住民センターの保全に係る修繕は実施します。

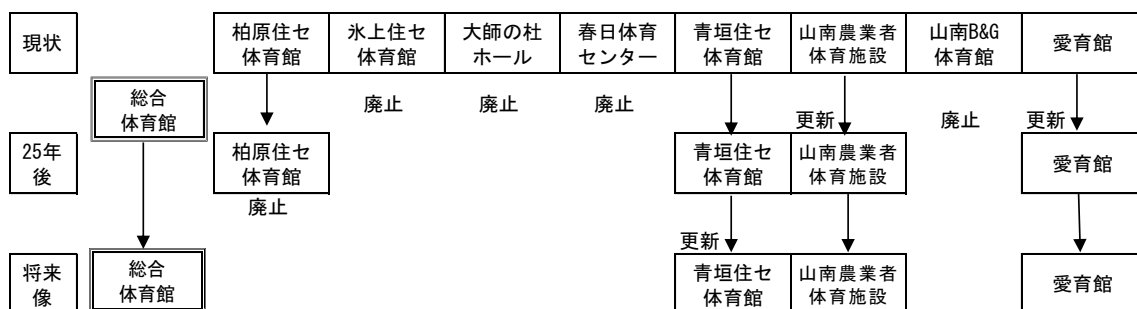
- 廃止対象施設の廃止と併行して、市の中心地域（注 4）に市域・広域的な総合体育館を整備します。
- 青垣住民センター体育館、山南農業者等体育施設（アリーナ）及び三ツ塚ふれあいセンター愛育館は、地域内で、将来の使用状況を考慮し、それぞれ適正な規模の施設に建替えるものとします。

- 大師の杜ホールは、施設が使用不能となったときに廃止します。また、柏原住民センター体育館は、施設が使用不能となったとき又は、住民センター建替え時に廃止します。

体育館更新計画

施設名	耐用年度	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総合体育館			新規建設								
柏原住民センター体育館	2035年	保全しながら使用								使用不能時に廃止	
永上住民センター体育館	2028年	廃止対象			保全せず						
					使用不能時に廃止						
大師の杜ホール	2032年	保全しながら使用									
					使用不能時に廃止						
青垣住民センター体育館	2055年				保全しながら使用						更新（建替）
春日体育センター	2013年	廃止対象									
		保全せず使用不能時に廃止									
山南農業者体育施設	2031年	保全しながら使用			更新（建替）						
山南B&G体育館	2031年	廃止対象			保全せず						
					使用不能時に廃止						
愛育館	2035年	保全しながら使用				更新（建替）					

体育館統廃合図



(3) 野球場、多目的グラウンド

<方針>

野球場3施設、多目的グラウンド5施設の計8施設のうち、野球場1施設、多目的グラウンド2施設の計3施設を廃止対象施設とします。

- 廃止対象とする施設であっても、夜間照明灯を廃止するなど維持管理費を極力抑制し、新たな使用目的が決定するまでは、引き続き使用していくことで資産の有効活用を図ります。

<実施方法>

- 廃止対象とする3施設及びその理由は、次のとおりです。

氷上総合グラウンド（野球場）	・市内で一番初めに造られた総合スポーツ施設で、他の施設に比べ駐車スペースが少なく、また設備も老朽化しているため。
氷上総合グラウンド（多目的広場）	
市島市民グラウンド	・同一地域にスポーツピアいちじまがあるため。 ・立地条件が悪く、施設が狭いため。

- 春日総合運動公園、青垣総合運動公園及びスポーツピアいちじまは、設備や管理棟などの更新時には、利用状況や目的に適った施設に整備します。
- 廃止対象とする施設については、次のとおり取り扱うものとします。
- ・夜間照明や管理棟は、使用不能となったときに廃止します。
 - ・地域での活用方策について検証し、地域自治会等への貸与や運営形態の移管等、施設の有効活用を検討します。
 - ・グラウンドは、管理経費がさほど高くないことや災害発生時等の利用価値もあることから、他用途への転用が確定するまでの間は、多目的グラウンドとして維持します。

野球場・多目的グラウンド更新計画

施設名	耐用年度	2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060										
氷上総合グラウンド野球場					廃止対象							
春日スタジアム	2045年											
スポーツピアいちじま	2050年											
氷上総合グラウンド多目的					廃止対象							
青垣運動公園多目的												
春日運動公園多目的												
山南中央公園グラウンド												
市島市民グラウンド					廃止対象							

野球場・多目的グラウンド統廃合図

現状	氷上総合G 野球場 廃止 対象	春日スタジアム	スポーツピアいちじま	氷上総合G 多目的 廃止 対象	青垣運動公園多目的	春日運動公園多目的	山南中央公園G	市島市民グラウンド 廃止 対象
25年後		春日スタジアム	スポーツピアいちじま		青垣運動公園多目的	春日運動公園多目的	山南中央公園G	
将来像		春日スタジアム	スポーツピアいちじま		青垣運動公園多目的	春日運動公園多目的	山南中央公園G	

(4) テニスコート

<方針>

現在6施設(21面)あるテニスコートは、2施設(8面)を廃止し4施設(13面)に施設単位に整理します。

- 廃止対象となった施設を廃止する時期は、人工芝コートが老朽化により使用不能となり、張り替えの必要が生じたときとします。

<実施方法>

- 廃止対象とする施設及びその理由は、以下のとおりです。

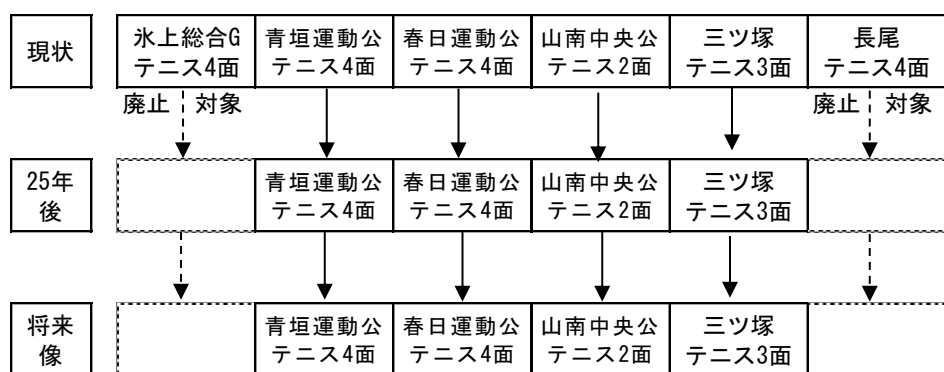
氷上総合グラウンド(テニスコート)	・野球場、多目的広場と一体で廃止するため。
長尾テニスコート	・同一地域に三ツ塚テニスコートがあり、立地条件が悪いため。

- 廃止対象とする2施設については、次のとおり取り扱うこととします。
 - ・地域での活用方策について検証し、地域自治会等への貸与や運営形態の移管等、施設の有効活用を検討します。
 - ・今後保全に係る修繕を行わず、使用不能となったとき又は他用途への転用が確定するまでの間は、テニスコートとして維持します。

テニスコート更新計画

施設名	耐用年度	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
氷上総合G テニス4面		廃止対象									
青垣運動公園 テニス4面											
春日運動公園 テニス4面											
山南中央公園 テニス2面											
三ツ塚テニスコート 3面											
長尾テニスコート 4面		廃止対象									

テニスコート統廃合図



(5) 水泳プール

<方針>

現在3施設ある水泳プールは、最も設備が充実している1施設を存続させ、他の2施設は、廃止対象施設とします。

存続する施設も、老朽化により更新（建替え）の必要が到来した時期に、必要性を再度検討します。

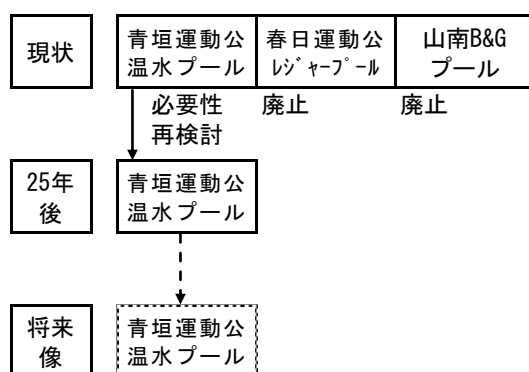
<実施方法>

- 年間を通して利用できる施設として、青垣総合運動公園温水プールのみ存続させ、他の2施設（山南B&Gプール、春日総合運動公園レジャープール）は廃止します。
- 廃止対象とする2施設は、今後保全となる修繕を行わず、使用不能となったときに廃止します。

水泳プール更新計画

施設名	耐用年度											
		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	
青垣運動公園 温水プール	2025年				必要性再検討							
春日運動公園 レジャープール	2025年	廃止対象			使用不能時に廃止							
山南B&Gプール	2014年	廃止対象			使用不能時に廃止							

水泳プール統廃合図



(6) 文化ホール

<方針>

生涯学習施策及び芸術文化振興を市の独自施策として展開するため、現在3施設あるホールは、最も設備が充実しているホール1施設を市のホールとして存続させ、他の2施設については、既存設備を改造して多人数での大会・研修会等で使用できる貸し部屋に用途変更し、建物が使用不能となるまで利用していくことで施設の有効活用を図ります。

ホールとして存続させた施設が老朽化により更新（建替え）の必要が生じたときは、市民の利便性が高い市の中心地域（注4）に、市民ホールとして必要な機能を備えた施設を建設します。

<実施方法>

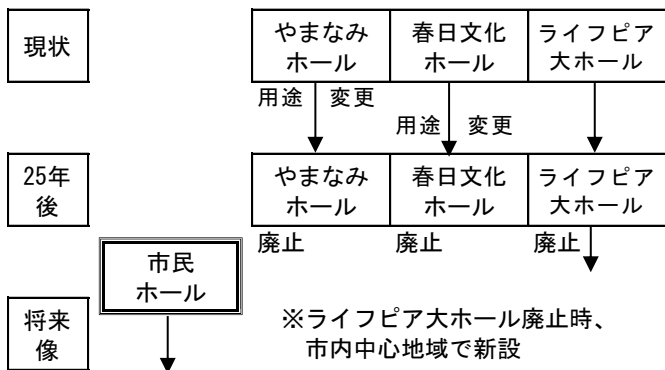
- 文化ホールの建物と設備の耐用年数の違いから、建物は、耐用年数到来後も使用できる間は、有効に利用します。設備の更新にあっては、次の位置付けにより整備するものとします。

ライフピアいちじま大ホール	・ホールとしての設備が一番充実していることから、芸術文化の中核施設とする。
春日文化ホール	・駐車場が少なく、使用に制限があるため、ライフピアいちじまの緩衝施設として、市民の発表会、講演会等に活用する。 ・設備機器等の更新時期が近いいため、一旦はコンベンションホール*7として整備を行うが、次の設備更新時には、貸室施設に用途変更する。
やまなみホール	・舞台が狭く、収容人数が少ないため多人数での大会、研修会等で使用できる貸室施設とする。

文化ホール更新計画

施設名	耐用年度	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
市民ホール								新規建設			
春日文化ホール	2038年			用途変更				使用不能時に廃止			
やまなみホール	2044年	用途変更						使用不能時に廃止			
ライフピアいちじまホール	2045年	ホールとして存続						使用不能時に廃止			

文化ホール統廃合図



(7) 資料館

<方針>

現在ある5施設を、資料館1施設、ガイダンス1施設*8に整理統合し、用途廃止した施設において出土遺物等各種資料を保管します。

<実施方法>

- 柏原歴史民俗資料館を市の歴史民俗資料館とします。
- 水分れ資料館は、ガイダンス施設に位置づけます。
- 青垣歴史民俗資料館は、使用不能となったときに廃止します。
- 春日歴史民俗資料館・郷土資料館と市島民俗資料館は、用途変更を行い、出土遺物管理施設*9として活用します。
- 新設総合資料館は、既存公共施設の用途変更も含めて検討します。

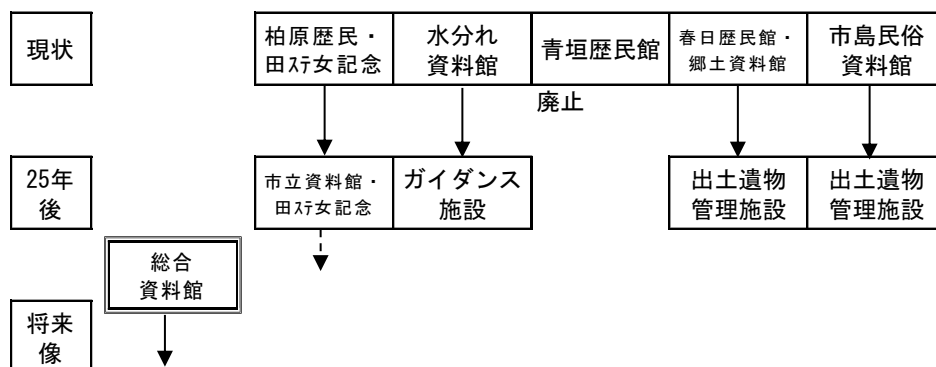
資料館更新計画

施設名	耐用年度	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総合資料館							新設検討	新設			
柏原歴史館・田子女記念館	2046年	市立資料館へ変更							用途変更し、活用検討		
水分れ資料館	2025年	ガイダンス施設へ変更									
青垣歴史館	到来済	使用不能時に廃止									
春日歴史館・郷土資料館	2034年	出土遺物管理施設へ変更									
市島民俗資料館	2036年	出土遺物管理施設へ変更									

○遺物が今後とも増加傾向にあるので、他の大規模施設の転用や新設も検討課題です。

○総合資料館の建設場所は、未定です。

資料館統廃合図



(8) その他生涯学習施設

<方針>

氷上勤労青少年ホームは、同一敷地内にある氷上住民センターに同種の部屋があるため廃止対象施設とし、今後の更新（建替え）は行わないものとします。

さわさぎ館は、青垣住民センターに同種の部屋があるため廃止対象施設とし、今後の更新（建替え）は行わないものとします。

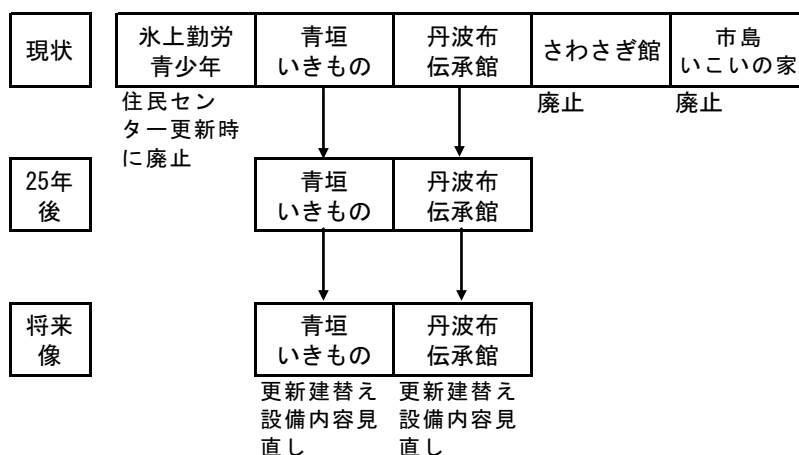
市島いきがい創造いこいの家は、隣接のライフピアいちじまに同種の部屋があるため廃止対象施設とし、今後の更新（建替え）は行わないものとします。

青垣いきものふれあいの里及び丹波布伝承館は、市内で1ヶ所のための施設のため存続させます。

その他生涯学習施設更新計画

施設名	耐用年度	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
氷上勤労青少年ホーム	2024年	廃止対象	→	----->	住民センター更新時に廃止						
青垣いきものふれあいの里	2045年							更新（建替）			
丹波布伝承館	2013年	更新（建替）									
さわさぎ館	2025年	早期廃止	-----								
市島いこいの家	2019年	廃止対象	→	保全せず 使用不能時に廃止							

その他生涯学習施設統廃合図



(9) その他スポーツ施設

<方針>

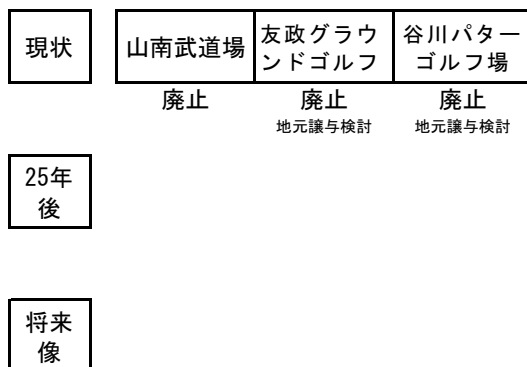
山南武道場は、市内中学校に4つの武道場があることと、他の体育館にも武道場があるため廃止対象施設とし、今後の更新（建替え）は行わないものとします。

友政グラウンドゴルフ場、谷川パターゴルフ場は、利用者数が極めて少ないため廃止対象施設とし、地域への譲与等適切な方法で整理するものとします。

その他スポーツ施設更新計画

施設名	耐用年度	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
山南武道場	2032年				使用不能時に廃止						
友政グラウンドゴルフ場	2028年	廃止（地元へ譲与検討）									
谷川パターゴルフ場	2027年	廃止（地元へ譲与検討）									

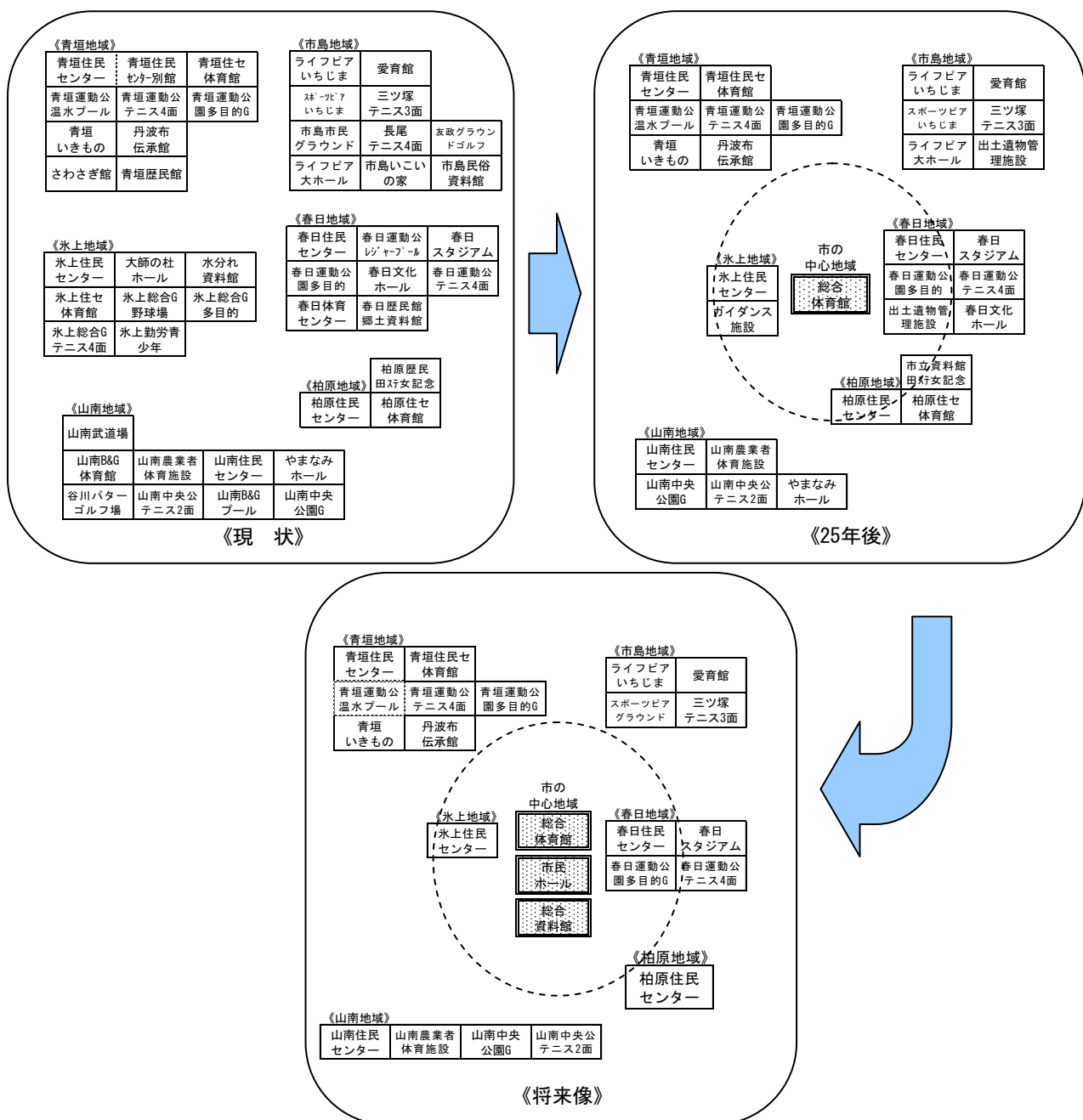
その他スポーツ施設統廃合図



6 丹波市の生涯学習施設の将来像（あるべき姿）

都市計画マスタープランの基本的方向性に基づいて、丹波市における“市の中心地域”として、広域拠点（柏原・氷上）副拠点（春日）に、街の中核的な機能を備えた市域・広域施設の整備を行うこととします。また、青垣・山南・市島地域は、地域拠点として生活利便機能の維持のため、その機能を補完する“街”として地域施設を整備して行きます。

本整備方針（適正配置計画）の施設群ごとの配置計画をまとめると次のようになります。



7 推進における留意事項

本方針の対象としている施設群内の施設は、建設年度・構造・設備内容がそれぞれ異なっているため、構造躯体による耐用年数を基にして更新時期を想定することになりますが、実際の更新時期の予想が困難であることと、むしろ耐用年数が過ぎても差し支えない限り使用していくのが保有資産の有効活用であります。このため、更新時期を示しているものについてはあくまで目安として取り扱い、確定したものではないことに留意する必要があります。

また、廃止対象となる施設にはそれぞれ建設に至る事情があり、所在地域の住民や対象施設の利用者には受け入れ難い計画であることも予想されるため、市民の理解と納得が得られるよう説明責任を果たすことが計画を推進する上で最も重要となってきます。

要旨

- 耐用年数が過ぎても差し支えない限り使用していくことで、保有資産の有効活用を図ります。
- 更新時期を示しているものについては目安であり、確定したものではありません。
- 市民の理解と納得が得られるよう説明責任を果たします。

8 市域・広域施設整備の考え方

本計画では施設群ごとに、将来計画として整理統合等を検討し、〈整備方針〉と〈実施方法〉を示しています。

その中で、体育館と文化ホールについては、市域・広域規模の集会やスポーツ大会の開催ができる市域・広域的な機能を有する施設を、市の中心地域（注4）に配置することを示しています。

しかし、体育館と文化ホール以外の施設では、市域・広域規模の施設、新しいニーズに応える生涯学習施設などの調査・検討とそれに基づく整備方針については、現在のところ示しておりません。

体育館、文化ホールも含め市域・広域施設は、将来的なまちづくりビジョンとの整合や、市庁舎の整備、効率的な施設の管理運営、地域防災の視点並びに市の財政状況など様々な観点から、本方針の見直しをする中で引き続き検討していくこととします。

9 生涯学習施設の有効活用

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で元気に過ごすため、生涯学習施設の果たす役割は大きく、市民の自主的な学習活動を支える基盤となる施設整備が必要不可欠となっています。市は、平成23年度から、従来の「公民館」を「住民センター」に改称するなど、社会教育施設としての枠を撤廃し、生涯学習施設として、市民や企業も幅広く活用できる施設としました。

その中で、本方針では、施設の適正配置を示していますが、今後の施設の活用については、次のことに留意して資産の有効活用に努めます。

＜活用方策＞

- ・存続する施設については、地域の活力や民間ノウハウを活用することにより、一層のサービス、利便性の向上とコスト削減が図れるよう指定管理者制度の導入を引き続き検討します。
- ・廃止となる施設については、①他の行政目的での活用や用途変更、②地元を含む地域での利活用、③普通財産としての管理・貸付、④売却等の方向性を検討します。
- ・スポーツが地域経済や観光の有力な資源と捉え、いわゆるスポーツツーリズム*10への取り組みが、多くの自治体で進んでいます。本市でも、スポーツと観光を一体的に考え、関係機関も連携して、施設を最大限に活かせるような活用施策を検討し、取り組んでいきます。

10 今後の生涯学習推進

丹波市は、これまで社会教育行政と生涯学習振興行政を教育委員会部局で担ってきましたが、丹波市が進める地域づくり事業をより効果的に展開していくためには、生涯にわたる学びの成果を地域社会に還元し共に社会を支える人材を養成することと、自発的な市民の学びを支援し地域や団体による主体的な運営方法を促すことが重要と位置づけました。

このため、生涯学習は総合行政を担う市長部局が他の行政施策と一体的・総合的に取り組むことで、より一層の効果が期待できるものであると考え、平成23年度より市長部局にまちづくり部を設置し、社会教育の分野は補助執行により、スポーツ・芸術文化の分野は権限の特例による直接執行として業務を担うよう組織改編を行いました。

これに合わせ、これまでの各地域の公民館を始めとする社会教育施設についても、生涯学習を目的とした公の施設として市長部局のまちづくり部で所管し

ていくこととし、個人の価値観やライフスタイルに合わせた学習内容が選択でき、生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実が図れるものとなりました。

今後は、推進の裏付けとなる生涯学習基本計画が策定されていないためこれを早期に策定し、教育委員会も含めた市全体としての取組みの体系化を図ることで、まちづくりと一体となった実効性ある知識循環型生涯学習の確立をめざすものとします。

要旨

- 今後は、学びの成果を地域社会に還元し共に社会を支える人材を養成することと、自発的な市民の学びを支援し地域や団体による主体的な運営方法を促すことが重要となります。
- 生涯学習は総合行政を担う市長部局が他の行政施策と一体的・総合的に取組むことで、より一層の効果が期待できるものであると考え、平成 23 年度より市長部局にまちづくり部を設置しました。
- 生涯学習基本計画を早期に策定し、市全体の体系化を図ることで、まちづくりと一体となった実効性ある知識循環型生涯学習の確立をめざします。

【用語の説明】

頁 数	No.	用 語	説 明
1	* 1	地域施設	主として旧町域の住民利用を基本単位とした規模、機能を有する施設
1	* 2	市域・広域施設	地域施設とは逆に、市内外を問わず多くの人が利活用できる機能を有した市のシンボリックな施設
2	* 3	廃止	現在使用している公の施設としての目的をなくすこと
2	* 4	構造躯体	建築構造を支える骨組みにあたる部分のこと（基礎・壁・小屋組・筋交・床版・屋根版・梁などをいう）
2	* 5	保全に係る修繕	建築物の構造躯体や主要設備に係る大規模修繕施設の長寿命化を図るための修繕
6	* 6	耐用年度	税法上で償却資産の耐用年数を迎える年度
13	* 7	コンベンションホール	大規模な会議や、展示会などが行え、市民集会、音楽コンサート等に対応した設備を備えた施設
14	* 8	ガイダンス施設	実物資料中心の展示形態ではなく、模型や解説パネル等による説明・情報発信施設
14	* 9	出土遺物管理施設	既存資料の保管及び、埋蔵文化財発掘、試掘調査で出土した遺物を整理して保管する施設
19	* 10	スポーツツーリズム	スポーツのイベントやレジャーを観光資源として生かすこと

丹波市生涯学習施設整備方針（適正配置計画）に関する答申

平成 25 年 2 月 2 日

丹波市長 辻 重五郎 様

丹波市生涯学習施設検討委員会

委員長 岡田 龍樹



丹波市における生涯学習の振興に必要な施設のあり方を研究し、今後必要となってくる施設整備に際しての方針（案）を審議するため、丹波市生涯学習施設検討委員会を開催しました。

本委員会では、生涯学習施設、スポーツ施設等の多種多様な類似施設が存在する状況を踏まえ、施設の効率的な利用や、丹波市の規模に応じた持続可能で適正な施設配置を検討すると共に、まちづくりと一体となった実効性のある知識循環型生涯学習の実現に向けて、施設群ごとの目標施設数の設定を行い、その整備の実施方法について検討を行ってきました。

その結果、以下のとおり委員会で出された主な意見の「提言」と丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】（改訂案）を提出いたします。

1. 目標設定（適正配置）の基本方針及び施設群別の整備方針と実施方法について

- ◇ 本整備方針については、中・長期的な基本方針であることから、将来、計画を実行する際には、その時点での状況を十分に把握して、より慎重に遂行されたい。
- ◇ 本整備方針の策定により、施設が減少していくことになるが、より多くの市民が活用できるよう、管理運営形態や施設の利活用について検討する場を設置いただきたい。また、施設が地域活性化の場となるよう検討されたい。
- ◇ 民間施設、自治協議会の施設やその他の施設もある中で、今後はネットワーク型行政を推進し、シンプルで利用しやすい施設配置も考慮されたい。
- ◇ 体育館については、まず総合体育館の建設ビジョンを示してから、廃止等の計画を進めるなど、利用者や市民に理解を得られるよう進められたい。
- ◇ 資料館の整理統合にあつては、住民センター等を活用して、展示コーナーを設けるなど、歴史や文化をつなぐ施策を検討されたい。

2. 推進における留意事項について

- ◇ 耐用年数が到来しても活用できる施設については、すぐに廃止することなく、可能な限り利活用を図られたい。
- ◇ 施設の廃止にあつては、市民のコンセンサスを得るよう努められたい。
- ◇ 施設の安全な管理運営に努められたい。

3. 生涯学習施設の有効活用について

- ◇ 施設の有効活用の観点から、指定管理者制度の導入についても引き続き検討されたい。
- ◇ 廃止対象とした施設については、地域や民間等での活用方策も検討されたい。
- ◇ 方針にもあるように、スポーツツーリズムの観点から、スポーツと観光を一体的に捉えた施設の活用施策を検討していただきたい。

4. 今後の生涯学習の推進について

- ◇ 施設を有効に活用するためにも、生涯学習基本計画を早期に策定いただきたい。
- ◇ 生涯学習基本計画の策定の際には、教育委員会とも連携を図り、子どもたちが施設、文化遺産を大切にし、郷土を愛し、誇れる丹波を学べるような計画とされたい。

5. その他

- ◇ 施設の建設の際は、できるだけ多くの駐車場を確保するよう努めていただくとともに、施設利用の取り決め等を検討し、市民周知の方策を検討いただきたい。
- ◇ 高齢化社会に対応して、施設へのアクセスに路線バス等を活用した公共交通の有効策を検討されたい。

サッカー場建設要望書について

本委員会開催中に、市民からサッカー場建設要望書の提出があり、市議会の請願審査報告書に本委員会の記述があったことなどから、サッカー場建設を検討議題とすることについて協議したが、本委員会では既存の生涯学習施設について検討してきたものであることを踏まえ検討議題には加えないこととした。

しかしながら、サッカー場建設要望書は9千人を超える多くの市民の生涯学習施設にも関係する要望であることから、市においては、十分時間をかけ慎重に検討されたい。

○丹波市生涯学習施設検討委員会設置条例

平成24年3月8日条例第5号

(設置)

第1条 丹波市における生涯学習の振興に必要な施設のあり方を研究し、施設整備及び管理運営方針を策定するため、丹波市生涯学習施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 生涯学習の振興に必要な施設のあり方に関する事。
- (2) 生涯学習施設の整備及び管理運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) スポーツ推進審議会委員
- (4) 地域を代表する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が任命した日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとする。

(有効期限)

- 3 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

丹波市生涯学習施設検討委員会委員名簿

自 平成 24 年 5 月 25 日
任期
至 平成 26 年 3 月 31 日

区 分 (条例第 3 条)	氏 名	所 属	備 考
識見を有する者	岡 田 龍 樹	天理大学	委員長
識見を有する者	安 原 一 樹	兵庫教育大学	副委員長
社会教育委員	高 見 智 秀	社会教育委員	
スポーツ振興審議会委員	酒 井 美 孝	スポーツ推進審議会	
地域を代表する者	吉 竹 悠 紀 夫	丹波市自治会長会	
地域を代表する者	宮 垣 昭 男	丹波市自治会長会	
地域を代表する者	岩 杉 和 夫	丹波市自治会長会	
地域を代表する者	眞 継 高 志	丹波市自治会長会	
地域を代表する者	荒 木 長 司	丹波市自治会長会	
地域を代表する者	青 木 功	丹波市自治会長会	
公募による市民	岩 崎 厚 夫		
公募による市民	大 下 亨		
公募による市民	足 立 宣 孝		
公募による市民	北 村 久 美 子		
公募による市民	蘆 田 由 美 子		